

名古屋市教育委員会定例会

平成27年12月10日

午後3時00分

教育委員会室

議 事

日程1 請願第3号 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について

日程2 第27号議案 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

日程3 第28号議案 平成27年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

日程4 第29号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

出席者

梶 田 知 委員長

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

船 津 静 代 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員27名 ※傍聴者なし

(梶田委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 4「名古屋市博物館協議会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第1 請願第3号「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(三浦指導室長)

請願の趣旨を説明をさせていただきます。

法華経の宗教法人・本門立正宗の信者が、宗教的色彩の濃いと判断される教科書、特に中学校の英語教材でございますが、それで授業を受けることは大いなる違和感と精神的苦痛を感じるとともに、基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものであるとし、以下の3つの措置を取るべきことを求めています。

1つ目として、宗教的色彩の濃いと判断される教科書・教材での授業を即刻中止するように、教育現場へ通達を出し、今後このような教科書が使われないように指導することを求めています。

2つ目として、今後の教科書検定に際しては、宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採用しないための基準を作るなど、宗教的中立性について保たれるようにすることを求めています。

3つ目として、一部参加者に多大な精神的苦痛を味わわせる宗教的色彩の濃い行事祭礼を授業に取り入れることのないよう、教育現場への指導を徹底すること、以上の3点を求めています。

この請願に対して、次のように考えます。

まず1つ目と2つ目についての要求についてですけれども、教科用図書、その他の教材の使用につきましては、学校教育法第34条第1項におきまして、小学校において文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されており、同49条により、中学校に準用されています。

この教科用図書の検定につきましては、文部科学省が義務教育諸学校教科用図書検定基準を定めています。その中で各教科共通の条件として、政治・宗教の扱いについては、

「政治や宗教の扱いは教育基本法第14条（政治教育）及び教育基本法第15条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと」というふうに規定されています。

本市立小中学校で使用される教科用図書は、この基準に基づく検定を経た教科用図書の中から、本市教育委員会の権限で採択をいただいています。

続いて3つ目の要求についてですが、教育基本法第15条には、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定されております。各学校は、この教育基本法に沿って作成された学習指導要領に基づき、教育活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

（梶田委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（野田委員）

今、指導室長が言われた通り、1・2つ目については教育委員会に出される請願ではない、国の規定にのっとってやっているわけですから言われていることを受け入れる必要はないと思います。3つ目についても当然のことで、本市においても徹底されていると思いますので必要ないと思います。

（梶田委員長）

他にご意見もないようですので、請願第3号についてお諮りをいたします。

先ほど事務局からも説明がありましたように、本市の教育委員会において採択した教科用図書はすべて文部科学大臣の検定を経た教科用図書であり、その記述に問題はないと考えます。

また、各学校では宗教行事については、先ほどの教育基本法第15条の中の「宗教教育」の条文を踏まえて実施しており、学習指導要領に基づく適切な教育活動がなされています。

従いまして、請願第3号「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」につきましては、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、議事日程第2 第27号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第27号議案、名古屋市学校施設開放に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

すべての市立中学校では、体育館や運動場、格技場を、学校教育に支障のない範囲で地域スポーツセンターとして開放し、市民の皆様にスポーツやレクリエーションのための場としてご利用いただいております。このうち、運動場に夜間照明設備を備えております学校は33校ございますが、平日夜間を年間を通じて開放しておりますのが16校、4月から10月までの期間のみ開放しておりますのが17校ございます。

沢上中学校につきましては、現在は平日夜間を4月から10月まで開放しているところですが、地域の強い要望により、通年開放に切り替えるよう規則改正を行うものでございます。施行期日につきましては、平成28年1月7日でございます。

なお参考といたしまして、夜間照明設備を備えている中学校の一覧を掲げております。このうち、下線を付したものが平日夜間を年間を通じて開放している学校でございまして、下線を付していないものが4月から10月までの期間のみ開放している学校でございます。

よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(福谷委員)

開放期間というのは、地域の要望等に応じて定められているという理解でよろしいでしょうか。

(榊原主幹)

運動場に関しましては、原則４月から１０月でございますが、地域から通年の要望がございました場合は、このような形で通年に切り替えているところでございます。

(船津委員)

逆にですね、通年で開放しているけれども、利用が実はないとか少ないということはあるんですか。

(榊原主幹)

通年で運動場を開放しているところの利用率を調べますと、やっぱり高い利用率を誇っておりますので基本的には利用されているものだと認識しております。

(小栗委員)

今のに付随した質問になりますけれども、利用率をどうというような数字の捉え方をされてますか、高いとか低いとか。

(榊原主幹)

高い低いといいますのは、利用率というのはそれぞれの曜日の区分ごとにそれぞれ100%のうち何%入っているかということでございますが、基本的に通年開放していないところと比べまして、通年開放している学校の方が平均的に利用率が高くなっております。

(小栗委員)

その数字では捉えられてないんでしょうか。

(榊原主幹)

全体でございますが、運動場の利用率としては50%ぐらいでございまして、個別に見ますと数字としては通年開放しているところの方が高くなっている傾向にございます。

夜間照明ありのところでは通年利用しているところの利用率は71.3%、期間限定で4月～10月でやっているところの利用率は33.7%、通年利用をしているところの方が利用率は高い傾向にございます。

(梶田委員長)

他にご意見もないようですので、第27号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第3 第28号議案「平成27年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(早川教職員課長)

それでは、第28号議案「平成27年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を、ご説明申し上げます。

この基本方針は、本年度末におきます名古屋市の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教員及び小学校・中学校・特別支援学校の事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の異動を行うにあたりその基本的方針並びに実施方針を定めるものでございます。年度末人事異動は、資料の冒頭に掲げておりますように、本市の現状を踏まえ、市民の大きな期待と信託に応えて、学校教育の一層の充実と発展を図るため」に実施するものです。

まず、「Ⅰ 基本的方針」として、「1 清新の気の流入、教育意欲の高揚を図る。」を始め、1～4を掲げさせていただきました。

「Ⅱ 実施方針」には、校（園）長、教頭、教員の新任及び転任、事務職員、学校栄養職員の配置及び転任について、その実施にあたっての基本的な考えを示しております。

はじめに、①新任の校（園）長・教頭でございますが、登用にあたりましては「（ア）教育的識見、包容力」を始め、（ア）～（エ）に掲げさせていただいたような資質を評価して登用してまいりたいと考えております。

具体的には、お手元の別とじになりますが、参考資料①をご覧ください。ただ今の基本方針を受け、校園長・教頭にはそれぞれの役職の特性から、そこにお示しをさせていただきましたような能力を期待しており、登用に際しては、「学校を取り巻く現状を把握し、

課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する能力をもった管理職」及び「若手と女性管理職」の登用を重点課題として取り組んでまいりたいというふうに考えています。

任用に当たっての手順でございますが、図示いたしましたように、任用審査を経た候補者を名簿搭載して、搭載されたすべての候補者について、指導室指導主事、教職員課管理主事の情報を踏まえて、教職員課において一次選考を行いまして、さらに、学校教育部長以下によるヒアリングを経て、教育長調整ののち、教育委員会におきましてご審議いただくという流れでございます。

裏面に昨年度実績を載せさせていただいております。また課題であります、若手登用、女性登用の昨年度実績も合わせて載せさせていただきましたので、ご覧をいただければと思います。

初めにご覧いただきました基本方針にお戻りいただきまして、②教員の新任についてでございます。新任については計画的に、適材を適所に配置してまいりたいと考えております。

次に、(2)の転任でございますが、管理職・一般教員のいずれも人事の刷新を眼目として適材適所の配置に努め、職員構成の均衡と、学校教育の活性化をより一層図るよう留意してまいりたいと考えております。(2)②アにありますように、小・中・特別支援学校の教員は、同一校に引き続いて8年在職している者を配置換えをいたします。

裏面をご覧ください。事務職員・学校栄養職員についての実施方針でございますが、いずれも、同一校に引き続いて5年在職している者は配置換えしてまいります。また、栄養教諭につきましては、学校栄養職員に準じて行わさせていただきます。具体的には、教員につきましては、別とじの参考資料②「取組の重点」にあげさせていただきましたが、生徒指導、学力・体力の向上、特別支援教育など、各学校の課題解決につながる、人材配置を進めてまいりたいと考えております。手順としましては、異動者の希望を踏まえた校長の意見具申を参考に、地域、校種等を勘案して配置換えを行ってまいります。裏面に数値を載せさせていただきましたが、昨年度の異動規模は1,873人で行いました。今年度につきましては、昨年度から大きな増減はなく、ほぼ昨年並みというふうに想定しております。

事務職員・栄養教諭・学校栄養職員につきましては、参考資料②の下の方にありますが、学校間連携のブロック、食に関する指導等の課題を踏まえて異動を進めてまいりたいと考えております。以上、基本方針について説明させていただきました。

次に別とじの参考資料③をご覧ください。これは人事異動基本方針に基づき、人事異動

の具体的な進め方を定めた実施要項でございます。1枚目は、小・中・特別支援学校のもので、教員・事務職員・学校栄養職員の配置換えの期間や方法などをより具体的に定めたものでございます。例えば教員の場合、先ほどの基本方針に挙げさせていただきましたが、「同一校に引き続き8年在職しているものは配置換えします」に加えて、「新規採用以来同一校に6年以上在籍している者には、配置換えを強く進めます」あるいは、「配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者としています」このように人事異動の具体的な進め方を定めているものでございます。2枚目は高等学校・幼稚園の実施要項でございます。異動規模が小さいということもございまして、簡潔に定めさせていただいているところでございます。

教職員の異動は、各学校における適切・円滑な学校運営、子どもたちへの教育活動に直接関わるものでございますので、公正かつ適正を期し、慎重に進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

なお、お認めいただけましたら、この案件はこのあと記者クラブに資料提供をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(梶田委員長)

他にご意見もないようですので、第28号議案「平成27年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第4は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時20分終了